



来週の投資戦略 (12/15-19)

日銀短観、総裁発言に注目

2025年12月14日

小松 徹

注目事項 一 見所

- 12月15日、12月日銀短観一大企業業況判断指数(DI)、前回比1ポイント改善?
12月16日、11月の米雇用統計 — 非農業部門雇用者数、前月比+5.0万人?
12月17日、11月の訪日外国人客数 — 前年比微増?微減?
12月18-19日、日銀、金融政策決定会合 — 0.25%利上げ、次の利上げは?
12月19日、11月の全国消費者物価指数 — 前年比+2.9%、コアコア+3.0%?

株式市場見通し

来週のわが国株式市場は米国株安を受けて大きく下げる始まろう。先週金曜日の上げの反動もある。金曜日市場明け前にブロードコム(米半導体大手)の好決算を受けて、米国夜間市場で4%上昇していたため、日本株の投資家は強気だった。だが、決算説明会で経営陣の予想外の弱気な発言^(注)に驚いて、ブロードコムの株価は夜間で逆に4%下落、米国時間金曜日には前日比11%も下落して引けた。ただ、AI関連銘柄の影響度が低いTOPIXが金曜日に年初来高値を行使した点が、今後の安心材料といえる。

来週月曜日に12月の日銀短観が発表される。今回の大企業DIは製造業、非製造業とも前回比1ポイント改善すると見られている。設備投資計画も前年比12%増でほぼ変わらない。木・金曜日開催の日銀の金融政策決定会合には好都合な指標となろう。今月に入って、植田総裁は利上げに積極的な姿勢を示しており、大手経済新聞も利上げを報じた。問題は金曜日午後3時半の会見だ。参加者の興味は次回利上げと最終的な到達点にある。何らかの示唆をするか、あるいは白紙のような感触を示すかで、為替相場と長期金利が動こう。それに応じて、再来週のわが国の株式市場も影響を受ける。

さて、水曜日に11月の訪日外国人客数が発表される。中国政府がわが国への渡航を避けるよう呼び掛けてちょうど1カ月になる。発表される数値が全体で前年比微増か、微減か。中国団体客の訪日はぴたりと止まったが、個人では自由に訪日している。11月の小売業、宿泊業全体のデータを見ると、大きな影響はまだない。そもそも中国政府の嫌がらせはこれまで何度もあったので、代替策を用意しておく必要がある。

最後に米国で重要な経済指標が多く発表される。火曜日に11月の雇用統計。非農業部門雇用者数が前月比5.0万人増、失業率が4.4%、平均時給が前年比+3.6%と予想されている。11月の小売売上高が前月比+0.2%と予想されている。木曜日に11月の消費者物価指数が発表されるが、現時点では予想数値は集計されていないようだ。10月は前年比+3.0%、コア指数が+3.2%だった。米国経済の底堅さが確認されよう。

(注) 最高財務責任者(CFO)が今四半期の粗利益率低下を予想、最高経営責任者(CEO)がAI需要見通しの正確なガイダンスを出すことに否定的だった。

KPAの投資戦略

ロング(買い)	ショート(売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。

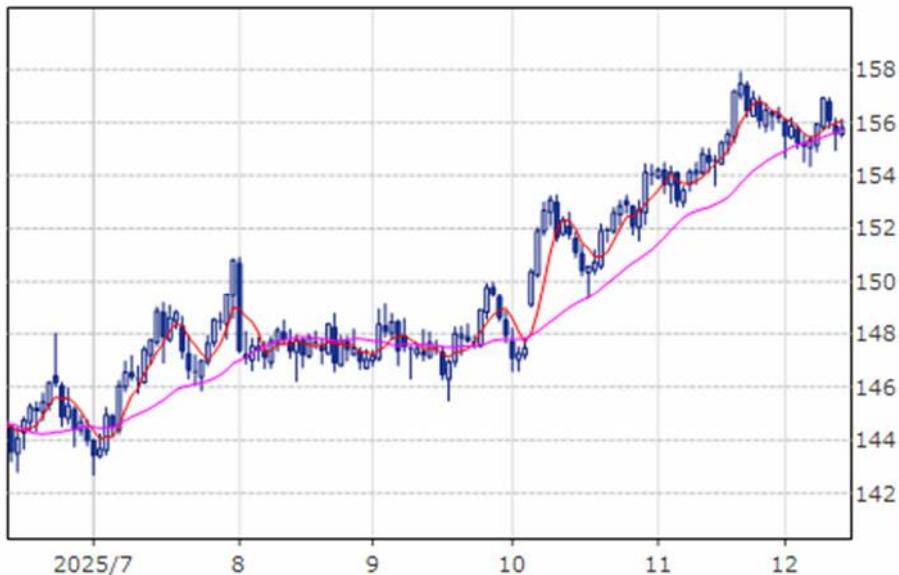
日経 225



TOPIX



米ドル・円相場



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。本レポート執筆時点で、KPA役員あるいはお客様はラクスルを保有しています。